

平成二十九年二月二十一日受領
答 弁 第 五 九 号

内閣衆質一九三第五九号

平成二十九年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出内閣が提出検討中の法律案の性質に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出内閣が提出検討中の法律案の性質に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

国会における審議の在り方については、国会において御判断いただく事柄であると考えているが、お尋ねの「内閣が国会に提出を検討している閣議決定前の法律案」については、検討中であることから、政府として、その内容についてお答えできることは限られるが、国会において質疑を行うことが「違法である」、あるいは、「望ましくない」と考えているということはない。

また、「検討中法案に関し、政府が、いわゆる与党との協議を優先する根拠法令を明らかにされたい」とのお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

政府としては、引き続き国会に対し誠実に対応してまいりたい。